

JSG ニュースレター  
<Tax>  
「企業 M&A 法」の一部条文改正案が  
立法院で最終可決

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

「企業 M&A 法」（中国語：企業併購法）の一部条文改正案が 2022 年 5 月 24 日付で立法院を正式通過（中国語：三讀通過）しました。企業 M&A 法は 2002 年の公布・施行以降、2 度の改正が行われており、直近の改正公布日は 2015 年 7 月 8 日となっています。今般の改正は、M&A（Mergers and Acquisitions、合併と買収）に係る柔軟性の向上、および株主権益の保護に対する各界の要望に応える内容となっており、株主権益の保護、M&A の柔軟性および効率性の向上、友好的 M&A に係る税制が三大ポイントです。新規追加および改正の主な内容は、以下のとおりです。

改正の要点	新規追加/改正の内容
株主の権益 の保護	M&A 取引に係る取締役の利害関係および M&A 決議に賛成または反対している理由を、株主総会の招集理由において記載しなければならない旨の規定が追加された。
	M&A に反対投票している株主の投資撤退の機会を確保し、その株式の財産権を保障するため、M&A 取引に反対票を投じた株主も株式買取請求権を行使できる旨の規定が追加された。

M&A の柔軟性および効率性の向上	<p>M&amp;A の柔軟性および効率性の向上のため、M&amp;A 取引について、株主総会決議を必要とせず、取締役会決議のみとできる場合の適用要件を緩和する。適用要件は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 合併・買収側が交付する株式がその発行済株式の 20% を超過しない場合、または</li> <li>2. 合併・買収側が交付する株式、現金およびその他の資産の対価に係る総額が、合併・買収側の純資産の 20% を超過しない場合（現行は 2%）</li> </ol>
友好的 M&A に係る税制	<p>M&amp;A によって取得した各種無形資産の範囲を明文化し、実際の取得原価に基づき、法定耐用年数または 10 年で均等償却することができる旨を定めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スタートアップ企業の友好的 M&amp;A 環境を整えるため、合併・買収により消滅または分割されたスタートアップ企業の個人株主が取得した株式の対価について、新たに規定が追加された。所得税法の規定に基づき算出した配当所得は、取得の次年度から起算して 3 年目まで所得の全額を繰り延べ、3 年目からの 3 年間にわたって均等課税することを選択できる旨を定めた。</li> <li>・ 前項のスタートアップ企業は、以下の要件に合致していなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設立登記から合併・買収決議まで 5 年以内である。</li> <li>2. 非公開会社である。</li> </ol> </li> </ul>

#### 勤業衆信の見解

1. 今般の改正では、株主権益の保護に対する改正に加え、合併・買収側の規模が被合併・買収側に比してかなり大きい場合である非対称型 M&A（中国語：非對稱併購）に係る適用範囲も拡大されており、台湾国内企業の M&A の活性化にとって大きな効果が見込まれます。
2. 今般の改正 M&A 法では、M&A の実務上、一般的に計上される識別可能な無形資産を勘案し、無形資産の範囲を明文化しています。また、実際の取得原価に基づき、一定の年数で均等償却することができる旨を定めています。なお、識別できない部分は、のれんとして計上します。これは、企業の合併・買収原価の一部が課税所得額から控除できないという不合理な現状を改善し、租税の応能負担の原則を実現するものです。
3. このほか、今般の改正では、スタートアップ事業に対する友好的 M&A の環境づくりのため、合併・買収により消滅または分割されたスタートアップ企業の個人株主が取得した株式の対価に係る規定が追加されました。所得税法の規定に基づき計算した配当所得について、取得の次年度から起算して 3 年目まで所得の全額を繰り延べ、3 年目からの 3 年間にわたって均等課税することを選択できます。これにより、スタートアップ事業の株主の税負担が適切に軽減されることから、M&A の発展にとって助けとなります。

 Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



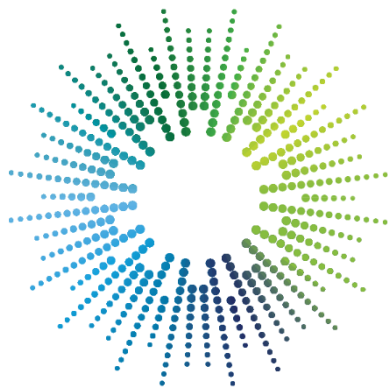
Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、は香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびに各メンバーファームおよびそのグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供することはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、DTTL の各メンバーファーム、関係法人、従業員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任を負わないものとします。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2022 勤業叢信版權所有 保留一切權利



## 日商組新聞稿

### <Tax>

## 立法院通過「企業併購法」部分條文修正案

立法院 5 月 24 日三讀通過「[企業併購法](#)」部分條文修正案。企業併購法自 91 年公布施行後歷經二次修正，最近一次修正公布日期為 104 年 7 月 8 日，此次修法為回應各界對於增加併購彈性及保障股東權益之呼籲，修法有三大要點，包括：保障股東權益、增加併購彈性及效率、友善併購租稅環境等修法方向。謹提供本次增訂/修訂之重點內容如下供參。

修法重點	增訂/修訂內容
保障股東權益	修訂董事就併購交易之自身利害說明及贊成或反對併購決議之理由，應於股東會召集事由中敘明。
	為確立投票反對併購股東之退場機制以保障其股份財產權，爰增訂投票反對併購之股東亦可行使股份收買請求權。
增加併購彈性及效率	為增加併購之彈性與效率，放寬併購毋須經股東會決議，僅須由董事會決議之適用要件： <ol style="list-style-type: none"><li>1. 併購公司所支付股份不超過其已發行股份之 20%；或</li><li>2. 併購公司所支付股份、現金及其他資產之對價總額，不超過併購公司淨值 20%(修法前為 2%)</li></ol>

友善併購 租稅環境	新增明定併購取得之各項無形資產範圍，得依實際取得成本，按法定享有年限或 10 年內平均攤銷。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>為促進友善新創公司併購環境，增訂新創公司個人股東因合併消滅或分割所取得之股份對價，依所得稅法規定計算之股利所得，得選擇全數延緩至取得次年度之第三年起，分三年平均課徵所得稅。</li> <li>新創事業要件包括：1.設立登記至決議併購未逾 5 年；2.未公開發行股票之公司。</li> </ul>

### 勤業眾信觀點

1. 本次修法針對股東權益保障予以修正外，又加以放寬非對稱併購適用範圍，對於活絡國內企業併購活動將會產生更大的助益。
2. 本次企業併購法修正，考量併購實務常見認列之可辨認無形資產，明訂無形資產範圍，並得按實際取得成本於一定年限內平均攤銷；而剩餘無法辨認者，則認列為商譽。以改善目前企業部分併購成本，無法自課稅所得額減除的不合理現象，落實量能課稅原則。
3. 此外，本次修法為能友善新創事業併購環境，增訂新創公司之個人股東因合併消滅或分割所取得之股份對價，依所得稅法規定計算之股利所得，得選擇全數延緩至取得次年度之第三年起，分三年平均課徵所得稅，將可適度減輕新創事業股東之納稅壓力，有助於新創事業的發展。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited ( 簡稱 “DTTL” )，以及其一家或多家全球會員所網絡及其相關實體 ( 統稱為 “Deloitte 組織” )。DTTL ( 也稱為 “Deloitte 全球” ) 每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不對第三方承擔義務或約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他的作為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊，請參閱 [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte Touche Tohmatsu Limited ( 簡稱 “DTTL” )、其會員所或其相關實體的全球網絡 ( 統稱為 “Deloitte 組織” ) 均不透過本出版物提供專業建議或服務。在做出任何決定或採取任何可能影響企業財務或企業本身的行動之前，請先諮詢合格的專業顧問。

對於本出版物中資料之準確性或完整性，不作任何陳述、保證或承諾 ( 明示或暗示 )，DTTL、其會員所、相關實體、僱員或代理人均不對與依賴本出版物的任何人直接或間接引起的任何損失或損害負責。DTTL 及其每個成員公司及其相關實體在法律上是獨立的實體。